

生活保護法の一部が改正され、指定介護機関制度が見直されました。

1. はじめに

平成25年12月13日に「生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号。以下『改正法』という。）」が公布されたことに伴い、指定介護機関制度の見直しが行われました。

介護機関の皆様におかれましては、以下の点に御留意の上、介護扶助の適正な実施に御協力をお願いします。

2. 見直しのポイント

① 指定の要件及び指定の取消要件の明確化

《指定要件の例》

- ・申請者又は管理者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

《指定取消要件の例》

- ・指定介護機関が不正の手段により指定を受けたとき。

② 指定介護機関のみなし指定の開始

平成26年7月1日以降、介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関は、生活保護法による指定を受けたものとみなされます。したがって、生活保護法による指定申請は不要です。（あらかじめ別段の申出をしたとき等はこの限りではありません。）

平成26年7月1日以前に生活保護法による指定を受けている介護機関は、改正法の指定を受けたものとみなされます。

3. 指定までの流れ

① 指定申請

被保護者に介護サービスを提供するためには、事前に生活保護法指定介護機関として指定を受ける必要があります。生活保護法による指定を受けようとする介護機関は、申請書及び誓約書を県福祉課又はお近くの福祉事務所へ提出してください。

(1) 介護老人福祉施設等

介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険法の指定があったときに、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。したがって、上記施設については、指定介護機関の指定申請は不要です。ただし、これらの施設に併設して行われる居宅サービス等(平成26年7月1日より前に介護保険法の指定を受けたサービスに限る)は、指定申請が必要となります。

(2) 介護保険法でみなし指定されたサービス

医療機関及び薬局が行う一部の居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導。いずれも予防含む)については、平成26年7月1日より前に開設した場合でも、みなし指定となる場合があります。詳しくは県福祉課までお尋ねください。

※原則として遡って指定をすることはできません。指定前に被保護者にサービス提供を行っていた等の場合は、県福祉課までご相談ください。

② 指定の決定・通知

県福祉課において、申請書を受理後、申請書類の内容等を審査し、問題がなければ指定決定を行い、文書により申請者へ通知します。国保連合会への介護報酬の請求は、指定通知が届いた以降に可能となります。

4. 届出

【現に指定を受けている介護機関】

指定介護機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に**変更があったとき**、又は当該指定介護機関の事業を**廃止し**、**休止し**、若しくは**再開したとき**は、10日以内に届け出てください。また、指定を辞退する場合は、30日以上**の予告期間**を設けてください。

平成26年7月1日以降に介護保険法による指定を受けた(生活保護法みなし指定)介護機関についても、変更届の提出は必要です。

届出書類は下記方法でダウンロードしてください。

<届出事項>

事業所の名称及び所在地の変更

開設者の名称及び住所(所在地)の変更

(法人の場合にあっては、代表者の変更も含む)

管理者の変更 など

5. その他

・申請書類、届出書類については、県のホームページ
(<http://www.pref.saga.lg.jp/web/>)の

「県政情報」→「電子行政サービス」→「申請・届出」→「電子申請システム」→「申請を探す」→「キーワードで探す」→「生活保護」→「生活保護法指定介護機関指定申請書」からダウンロードしてください。



<http://www.pref.saga.lg.jp/>

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
担当: 佐賀県健康福祉部福祉課
生活保護援護・恩給担当
電話: 0952-25-7058 FAX: 0952-25-7264

生活保護法指定介護機関介護担当規程

(平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 191 号)

指定介護機関介護担当規程

(指定介護機関の義務)

第 1 条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第 2 条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第 3 条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第 4 条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続きをすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第 5 条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第 6 条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。